

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年5月8日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前11時40分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① 水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）について (政策企画課)
- ② 新型コロナウイルス緊急事態宣言下における窓口開設時間延長の休止について (行政経営課)
- ③ 水戸市消費者教育推進計画（第2次）について (市民生活課)
- ④ 水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）について (男女平等参画課)

2 出席委員（7名）

委 員 長	小 泉 康 二 君	副 委 員 長	佐 藤 昭 雄 君
委 員	滑 川 友 理 君	委 員	田 中 真 己 君
委 員	高 倉 富 士 男 君	委 員	須 田 浩 和 君
委 員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

議 長	安 藏 栄 君	議 員	松 本 勝 久 君
-----	---------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
交通政策課長	須 藤 文 彦 君	情報政策課長	北 條 佳 孝 君
みとの魅力 発信課長	沼 田 誠 君		
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君	財産活用課長	谷 津 茂 男 君
市民課長	高 安 正 紀 君		
財務部長	白 田 敏 範 君	財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君

市民協働部長	川	上	幸	一	君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏	直	樹	君		
市民生活課長	小	川	邦	明	君	文化交流課長	三	宅	陽	子	君	
男女平等 参画課長	石	塚	美	也	君							
生活環境部長	佐	藤	則	行	君	環境保全課長	林	栄	一	君		
議会事務局長	小	嶋	正	徳	君							
6 事務局職員出席者												
議事課副参事 兼課長補佐	大	嶋		実	君	書記	武	田	侑	未	子	君

午前10時 1分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、本日の執行部の出席は、各部長及び各部筆頭課長並びに報告事項の関係課長として、最小限にとどめるとともに、出席者は原則マスク着用としておりますので、あらかじめ御了承願います。

また、委員会の会議時間の短縮を図るために、スムーズな議事進行に御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

初めに、(1)の水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）について、執行部から説明を願います。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 それでは、水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）につきまして、政策企画課提出資料に基づき、主な内容を御説明させていただきます。

資料①の1ページを御覧願います。

策定の背景でございますが、本市においては、平成27年度に水戸市人口ビジョン及び水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に資する各種施策を推進してきたところでございます。

その効果といたしましては、市民所得や観光交流人口が基準値より増加し、新たな仕事の創出や人の流れにつながったほか、合計特殊出生率や生活環境の満足度が目標値を上回り、安全に安心して暮らせるまちの創生につながっており、地方創生に効果があったものと考えております。

引き続き、訪れてみたい、住んでみたいと思われるような、選ばれる魅力あるまちの構築を目指し、第2次となる人口ビジョン及び総合戦略を策定したものでございます。

I の水戸市人口ビジョン（第2次）におきましては、実効性のある施策を推進することを前提といたしまして、2060年の目標人口を24万5,000人としております。

II の水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）につきましては、将来的な人口減少が避けられない中、水戸ならではの個性と魅力を高め、にぎわいと交流を創出しながら、選ばれる魅力あるまちの構築に向けた実効性のある施策を積極的かつ集中的に推進していくため、策定するものでございます。

本戦略の期間につきましては、2020年度から2024年度までの5か年としております。

2ページを御覧願います。

戦略の方向でございますが、目指す姿につきましては、若い世代が活躍する 持続的に成長するまち 水戸～働きたくなる 住みたくなる 子育てをしたくなる 人が育つ～ としております。

総合戦略の基本目標といたしましては、生き生きと働くしごとを創る、新たなひとの流れを生み出す、結婚・出産・子育てを応援する、誰もが安全に安心して健やかに暮らせる、個性輝くまちを創る、の4つを掲げてございます。

下段の(3)数値目標についてでございますが、この4つの基本目標に対して、市民所得、生産年齢人口の

就業率、観光交流人口など7つの目標指標を設定しております。

これらの実現を目指しまして、3ページになりますが、施策の体系といたしまして、4つの基本目標に基づき、11の具体的施策を位置づけてございます。

具体的施策に基づく主な事業等につきましては、資料②の計画書44ページ以降に、施策の展開として記載してございますので、後ほど御参照願います。

資料①、3ページ上段の、(4)「水戸のまち創生」重点プログラムでございますが、若い世代が水戸で学び、働き、安心して暮らし続けられる環境の創出に向けて、ライフステージに応じた戦略的な取組を優先的かつ重点的に推進することとして設定してございます。

本戦略の進行管理につきましては、有識者会議との連携を図りながら、P D C Aサイクルにより効果の検証等を行い、必要に応じて戦略を見直しながら実効性のある戦略の推進に努めてまいります。

なお、今回お配りしております、資料②、水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）につきましては、人口ビジョン及び総合戦略の2層構成として取りまとめておりますので、後ほど御参照願います。

説明については以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 ちょっとお伺いしたいんですけど、(3)の数値目標。

市民所得が基準値で9,129億3,800万円、観光交流人口が基準値で367万人、目標値で466万人ということがここに全部書いてあるんだけど、今年は幾らになっているの。この市民所得と観光交流人口は。

○小泉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 すみません。2019年度の数字につきましては、昨年度の実施状況の調査の取りまとめ中でございまして、現在手元に数字がございません。申し訳ございません。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、いつのなら分かるの。

○小泉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 現在分かりますのは、基準値として示されている2018年度の数値、そちらが最新となります。

○福島委員 書いてあるやつしか分からぬの。

○宮川政策企画課長 現在、分かるのものの中で最新のもので記載してございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、聞くが、市民所得の目標値が2024年度で0.6%増／年ということなんだけど、すると2018年度に対して2020年度は何%増えているの、これ。

分からなきやいいや。委員長。じゃ、いいよ。

なぜ聞くかというと、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、市民取得も観光交流人口も全体的に、水戸市ばかりじゃないよ、日本全国、世界各国でもう到底、目標値なんていうのは読めない状況にある。今、

出てきたんだけども、現在どうなっているかっていうのも分からんんでしょう。去年のなら分かるの、分からないんだろう。全部分からないやつで出してきたってしようがないだろうよ。分からないんだから、これ全部。どうやれば分かるの。

○小泉委員長 宮川課長。

○宮川政策企画課長 年度ごとに集計してございますので、2019年度の数字は2019年度で終了しておりますので、現在、集計をしておるところです。今回の提出に間に合わず申し訳ございませんでした。

最新の数値として、昨年度策定した時点で、基準値を設定して行っておりますが、その時点の数字を記載させていただいているものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 ここに書いてある2018年度の市民取得が9,129億3,800万円ということなんだけれども、これは去年出した数字でしょう。

○小泉委員長 宮川課長。

○宮川政策企画課長 昨年度に2018年度の数字を取りまとめたものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、私が言っている意味が分からないんだな。

例えば、去年は2019年度だから2018年度をまとめたやつが去年度分。そうでしょう。それがこの数値なんだよ。そうだろう。去年のやつが今年の5月だって言ってるんでしょうよ。私が言っている意味が分からないのか。じゃ、いいよ。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 全般的なボリュームのある戦略ですので、おまとめの御苦労に敬意を表したいと思いますが、今、福島委員がおっしゃったこと。まず最初にちょっと3つ聞きたいんですけど、1つ目は似たような質問になるんですけども、この2ページの下段に数値目標が出ておりますが、要するに第1次総合戦略で、スタート時点と終了時点での目標値があったと思うんですよね。それが達成できたのかできていないのかということで見ればいいのかどうかが、ちょっとよく分からないんですけど。

例えば、子育て世帯の社会動態がマイナス107世帯というふうになっているのは、第1次のスタート時点と比べてという意味で理解すればよろしいんでしょうかね。要するに、市民所得にしても、例えば1%増の目標を掲げたけれども0.5%にとどまったとか。そういう御説明がもしできればいただきたいなと思います。

○小泉委員長 宮川課長。

○宮川政策企画課長 2ページの数値目標につきましては、第1次の総合戦略の評価そのものは直接関係ございませんで、例えば子育て世帯の社会動態であれば、2018年度の社会動態として実際子育て世代が107世帯、水戸市外に移ってしまったという状況を示しているものでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 ということは、それは前年度比という意味ですか。

ああ、そういうこと。なるほど。ボリュームがたくさんあるので、後でよく見たいと思うんですけど、例

えば今、福島委員がおっしゃったようにコロナショックでね、非常に経済が落ち込んで、その時点でタイミングが重なってしまったのは致し方ないという面もあるけれども、しかし、戦略の見直しも必要になっちゃうんじゃないかなと、私は思います。

それで、例えばですね、柱が基本目標、具体的な施策とある中で、ずっと私も見たんですけど、例えば25ページに、学生が水戸市に対して抱くイメージとして、将来就職を希望する場所、2割は水戸市内、7割は水戸市外というふうに答えているのはちょっと衝撃的でした。

やっぱり若い人の出生率がなかなか上がっていないというのもあるけれど、せっかく水戸市で育った若者がですね、市外に行ってしまうという傾向が止まっていないのかなというふうな認識を持ったんですけれども。

その上で、この44ページ以降ですか。いろいろ施策が出ていますけれども、例えば45ページだと、事業承継した事業所等の件数。つまり世代を引き継いで会社なり、事業を引き継いだということを20件っていう目標を掲げていらっしゃるんですけど、これについては例えば基準値がないんですけども、新規の項目のようなんですが、これは何で基準値はないんでしょうかね。そういう調査をしていないっていうことなのかな。それとも、あるいはそうした承継を進めるためにどういった施策をやろうとしているのか。この点もお考えがあればお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 宮川課長。

○宮川政策企画課長 基準値につきましては、現在、実績がない部分ですので記載してございません。年間の目標値につきましては、今後、毎年3件から4件程度の実績を上げていこうということで、目標値を設定してございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

やっぱり全般的に、コロナショックが具体的に現れるのは、2019年度というよりも2020年度ということになっちゃうと思うんですけど、それを見た時点で、やっぱりちょっと目標値が妥当かどうかという、計画期間はいつまででしたっけ。2024年度、令和6年度までの5か年としておりますけれど、これはやっぱりちょっとよく柔軟に考える必要があるんじゃないかなっていうふうに思います。

併せて、子育て支援を頑張るぞと、こうなっていて、50ページ、51ページに出てますけれども、例えば50ページでは、開放学級の待機児童数をゼロにすると。これは当たり前と言えば当たり前で、今言ったような現実からすると、従来型の延長ではなかなか厳しいんじゃないかなと。

例えば、保育料とか、開放学級の負担とか、いわゆる経済的な負担を軽減するような施策というのは、事業のほうにはどうも見当たらないような感じもするんですけども、こういうことも踏み出すべきではないかと思いますが、どうなのかと。

それから、52ページにはですね、このまちなか住みかえ支援事業を大分増やす。43件の基準値を350件に増やすとか出ています。その目算というか、具体的にそれができるのかどうかとか、あるいは新規のわくわく茨城生活実現事業、これは一体何だと。そういう具体的なところをちょっと説明をいただければと思います。

○小泉委員長 宮川課長。

○宮川政策企画課長 新型コロナウイルス感染症の影響でございますが、本計画の策定時点におきまして、現在の状況を見通すことができなかつたことは事実でございます。そして、例えば、この計画の中に示されております観光の部分などについては、少なくとも今年度においてはなかなか目標達成が難しいかなと考えてございます。

基本計画目標の最初の年度でございます。現在のコロナの状況を見ながらも、計画達成に向けて進めてまいりたいと考えておりますが、こちらの計画につきましては、先ほどP D C Aサイクルで検証するという説明をさせていただきましたが、有識者会議の検討の中で、目標を見直すこともできるとされておりますので、そちらの御意見等も伺いながら、しかしながら現時点においてはこの目標を達成するように各施策を推進していくということで進めていきたいと考えてございます。

続きまして、子育て世帯につきましては、市外からの流入として出生率の増加のためには、こちらの基本目標Ⅲの柱というものに力を入れていかなければならぬと考えてございます。様々な施策に取り組みながら、待機児童ゼロもその子育ての応援の一つでございますので、持続推進してまいりたいと考えてございます。

続いて、52ページでございます。

まちなか住みかえ支援事業の利用件数につきましては、住宅取得費の一部補填等を図るものでございますが、こちらの人口の増加に対しては、目標値として大幅な増となります、累計として350件ほどの実施が必要なものと考えたものでございます。

わくわく茨城生活実現事業につきましては、東京圏からの移住促進に係る補助でございまして、国の補助、県の補助を受けながらの協調補助でございますが、東京圏からの移住に対して、また対象企業に就職した世帯に100万円を補助するという事業でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 意見にしますけれども、コロナの状況が見通せないし、今、皆さん必死で対応されていると思うんですけども、産業自体は、あるいは倒産、廃業とかという事態を招きかねない状況も多分広がっているでしょうし、いろいろな部分で落ち込んでしまうという厳しい現実があるわけですので、それとあんまり乖離したような計画のままだと、あまり実効性もないのかなというふうに思うので、その点はよくP D C Aサイクルとおっしゃいましたので、まさにそこをしっかりとやっていただくように要望したいと思います。

以上です。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてということなんんですけど、皆さんからちょっと今まで既に出ているもので、全体的な問題なんですけれども、例えば前に東日本大震災という大きな震災、それこそ未曾有のという大問題だったときに、当時5水総を含めて、それからいろいろな計画等について、その震災後、見直しやつくり直しをしたことはなかったですよね。多分その中でやり直したんじゃなかつたかなと思うんですけど、そのときの経験としてはどうでしょう。と言うのは、今回も見直さなきやならないというのは、今、大半の話だと思うんですが、そのときにつくり直したりしたんでしたっけ。どういう対応

をしたんでしたっけ。それがもし分かればお願ひします。

ほかのものもみんなそうなんだけれどね。

[発言する者あり]

○小泉委員長 宮川課長。

○宮川政策企画課長 震災後の計画の状況でございますが、震災後に特別計画……

[「聞こえない、ごめんごめん聞こえない」と呼ぶ者あり]

○宮川政策企画課長 震災の後に個別計画の修正、策定の見直しはしてございません。ただ、そのタイミングで市長が替わったこともございまして、震災後に第6次総合計画の策定をして、その6水総に沿った計画としております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、前回は見直しなしと。ただ、6水総のタイミングだったのでそれでやりましたよってことなんんですけど、今回に関してはどうなんですかね。

当然これに関連して、それこそ総務環境委員会だけじゃなくて全ての計画に影響が出ると思うんですよ。そうなったときに、その全体的な見直しというものは考えているのか、それとも戦略だとか計画だとかいろいろなものがありますけど、そこに関しては見直しはせずにそのままやっていくという考え方、その中でやっていくのか。

ただ、6水総のほうには目標数値って出ているじゃないですか。じゃ、6水総のほうは修正しないで、このところでこういうことが起こったんだけど目標数値に届きませんでした。届かなかった理由はこういうことですよって説明を今後していくのか。それとも、その数字の見直しをきちんとして、やっぱり目標として達成できるものを表していくのかという考え方っていうのはどちらなんですかね。そこら辺はまだ話しあっていないとすればそれでも結構ですが、どちらなんだかちょっと。

よくないと思うんですよね。例えばここで観光交流人口を450万人呼びますよと言っていて、今年はちょっといろいろあったので無理でしたって謝るよりも、こういうことも踏まえて、来年からどうしていくかというある程度の目標値を設定しないと、全体としてコロナの影響ってことだけで、目標値を達成できませんでしたなんてことになっていっちゃうと困るので。どういう考え方なのかそこら辺の説明をお願いします。

○小泉委員長 小田木市長公室長。

○小田木市長公室長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症の影響が大きい中で、計画全体の見直しについての御質問でございますけれども、このような社会経済情勢が大きく変化したときには、計画についてはその状況に応じて、必要に応じて見直すというのが基本的な考え方でございます。

ただいま新型コロナウイルス対策につきましては、全庁を挙げて取り組んでおりまして、国においても経済のV字回復を目指して取組を進めているというところでございます。

したがいまして、この新型コロナウイルスにつきましても、感染拡大の防止、そして市民生活の回復、さらには経済の回復といった施策を推進することとしておりますので、そういう状況の効果を見ながらこの

計画についても見直しの必要があるかどうか、十分検証してまいりたいと考えております。

また、その中で個別の事業等につきましては、先ほど申しましたP D C Aサイクルの中での対応を含めて検討していきたいと考えております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 ここから要望です。

よく分かりました。恐らく今回数値が減りましたよと、このものにどんな対策が行われるか分からぬけれど、例えば観光交流人口だったらばもしかするととてもなく増える可能性もあるよと。それも分からぬということ。当然分からぬのは当たり前であります。そういう意味では、現在はともかく、ある程度の終息が見えてきて、大きな数値の変化がありそうだと思われる部分があった場合に関しては、私としては、その計画を見直さないでその中でこの年は仕方なかったよねというやり方よりも、目標というの達成するために、それからそういう意味で設定するわけでありますので、きちんとその部分を見極めた上で、コロナ関連のことが終息して、その後のV字回復があるかどうか。その後に関しては、大きな数字変更があったときにはきちんとした目標値が設定されて目標となり得るように、考え方としてはきちんと整理して、見直しをして、それを考慮していただきたいと思っています。

本来は、今回の説明のときでも、今回はこれをつくりましたよと、ただ、今後どうなるか分かりませんっていう説明があってもよかったですかなと思っています。当然、今回説明しなければ、私の立場からすりや、何でできないのに説明しないんだよと怒り出すと思います。説明すればしたで、今後の計画はどうなんだろうねっていう質問が出るのは当然だと思っています。これは市民として、一議員として。と考えればそこら辺も考えての説明があってもいいのかなと思いますので、一言付け加えて質問を終わります。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 だから、結論的にですよ、現実にこれは未曾有の新型コロナウイルス感染症で、経済も人間の行き先も分からぬんだよ。ただ、この本日報告されている、まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）の問題については、審議会で十分論じられたから、これは一応報告はするが、今後、これが完全無欠でないということは誰でも分かっている。あまりにも分かる。だから、状況に応じて見通しができた段階で直していくと。それ以外はできないでしょう、誰がやったってこれ。だから、審議会を通してやったんだから、一応報告はするが、現実この中の数値については、大幅な変更があるということしか私は言えないと思うんだよ。だから、そういうことで審議会を通したもので本日の委員会に報告をいたしましたという段階ぐらいしかできないでしょう。

いや、これが完全無欠だっていうならいいよ。それで。そういうのはないだろうよ。

○小泉委員長 答弁を求めますか。

○福島委員 うん。答弁を。

○小泉委員長 小田木市長公室長。

○小田木市長公室長 ただいまの福島委員の御質問、御意見にお答えいたします。

ただいま御意見がございましたとおり、この新型コロナウイルスの対応等について、将来の見通しが完全

に見通せるということではございませんけれども、ただいま新型コロナウイルスの対策について、経済の回復も含めて対応を進めているところでございますので、その状況を見ながらこの指標、あるいは計画についても必要性に応じて見直し等の対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)の新型コロナウイルス緊急事態宣言下における窓口開設時間延長の休止について、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 それでは、新型コロナウイルス緊急事態宣言下における窓口開設時間延長の休止につきまして、行政経営課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の現状でございますが、本市におきましては、市民サービスの向上を図るため、本庁舎の市民課など9課の窓口につきまして、毎週水曜日の開設時間を19時まで延長してございます。

2の緊急事態宣言下における対応でございますが、緊急事態宣言の延長を受け、業務継続と感染リスク分散の観点から、出勤者の削減に取り組む中で、学校の休校等により子どもの世話をしなければならない職員の特別休暇取得等への配慮をしつつ、窓口業務における職員の執行体制を確保することが大きな課題となつてございます。そのため、水曜日の窓口開設時間延長につきまして、この緊急事態宣言下に限り一時的に休止とするもので、その間は水曜日の窓口の受付を17時15分までとするものでございます。

休止する期間でございますが、5月13日から国による茨城県に対する緊急事態宣言が解除される日まででございます。

市民への周知につきましては、「広報みと」5月15日号や市のホームページを通して、周知を図つてしまります。

3のその他でございますが、市民の不急の外出を避けるため、郵送やコンビニ交付により行うことが可能な手続につきましては、市のホームページ等を通して市民への周知を図つてしまります。

資料の2枚目に別紙として、市役所の1階、2階の窓口部門において、郵送等により対応が可能な手続を一覧にまとめてございますので、後ほど御参考ください。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

須田委員。

○須田委員 郵送等ができるものに関しては、ホームページを見ればできるということで、当然それしか方法はないでしょうけど。じゃ、ごめんなさい。郵送等でできないものって何なんですかね。想定できるものは。お願いします。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

あくまでもこちらはベースとして今、郵送等で取扱いができるものということで……

○須田委員 できないものはあるのっていう話。

全部できるんだったら全部できますよって。僕らも市民に説明できるんだ。

○熊田行政経営課長 すみません。ちょっとそこまでは私も。今、各課で郵送等で手続ができるものということで調査したものを取りまとめているものでございますので。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 郵送等ができるものだけで取りまとめたということですけれども、じゃ、他のことは想定していないっていうことになっちゃうよね。どうしても、どうしても必要なんだと。しかもコロナ関係でとても忙しい業種についている方。例えば医療関係でどうにも時間が取れないと。5時までに絶対無理なんだよというような方もいらっしゃる。郵送で取れないもので、どうしても延長窓口が必要なものなんていうのは、まず想定をしていないよってこと。ないのかなとは思うんだけど、あるかもしれないし、そこら辺の想定をなしにして、時間延長だけは取りやめますよってことになったのねっていうふうに解釈しちゃうよね。

例えは、そういうものがあった場合、困るなと思っているんです。私は。それは調べてないのって、今聞いたんだけども、まだ分かりませんってことでしょうから。そういう人に関して、個別対応で相談はしてあげられるんですかって。ないものを想定しながらの個別対応っていうのもおかしいんだけども、だからそういう意味では、もしケース・バイ・ケースで、どうしようもないんだよ、困ったよというものに関しては、本来の業務と同じように時間外の対応もするようなことも検討すべきじゃないですかっていう要望でいいです。

○小泉委員長 他にございませんか。

田中委員。

○田中委員 1つはですね、郵送申請可能だっていうことだけれども、それは申請書の様式が当然あるわけでしょうから、ダウンロードするすべがない人はできないという理解でいいんですよねということ、それは確認です。

それからもう一つは、郵送のことで言うとですね、今、目下市民の関心もそうだし、市の仕事として非常に大きくなっているだろうと思うのは、10万円の特別定額給付金の問題だと思うんですよね。これは郵送申請とか、オンライン申請とか、手書きによる申請とか、いろいろアナウンスされているようなんですけども、これは基本的に窓口に来なくともできるというような仕事の仕方をすると理解をすればいいんでしょうかね。その点はどういうふうにやるのか、お聞きしたいです。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

こちら、別紙としてまとめました手続一覧の内容でございますが、こちらは必ずしもダウンロードで取り出せるものばかりでもないというところは確認してございます。それにつきましては、それぞれ各担当課のほうに御問合せをいただきて、必要な申請書等については、場合によっては郵送等によってこちらからお送りするということもあろうかと考えてございます。

[「ファクスで來てるだろうよ」と呼ぶ者あり]

○熊田行政経営課長 また、特別定額給付金につきましては、原則として窓口の取扱いをしないということ

で、オンラインの申請、または郵送等による申請での対応になってございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 こういう状況ですから、こういう対応というのは十分理解ができます。

その上でですね、直近で、この4月の水曜日の時間延長時の利用者数はどの程度なんですか。

○熊田行政経営課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

4月の利用実績でございますが、昨年度も今年度も、4月の実績としては1,000件ちょっとの利用実績ということで、そちらは今年度と昨年度の状況としては変わりはございません。

ただ、この新型コロナの関係で、やはり民間事業者でも在宅勤務が実施されてございますので、いわゆる通常の日中は仕事とかで夜しか来られないというような状況とは、また状況が違っているかなとは考えてございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 4月は1,000件ぐらいあったということですから、全くないわけではないですね。やはりそういった時間帯にしかどうしても来られない方もいらっしゃるということも考えれば、やはりそういう方々も含めて市民に、今回そういった対応をしますよと、十分に周知していく。まずそれが大事だと思うんですよ。ホームページもそうなんですが、例えば、庁舎、市民センターの窓口とか、いろいろなところに、市の水曜日の窓口開設時間延長はないですよと、目に見えるような形の周知の仕方が必要だと思います。みんながみんな、ホームページを見ているわけじゃないですから。市役所に来て、やっていなかつたよということになっちゃうと大変なので、事前に目に触れるような周知の形をどんどん取って対応していただきたいなど、そういうふうに思います。

やはり、こういうのは市民目線で考えていくことが大事だと思うので、どうやったら市民に知っていただけるかということで、できる限りの対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 よろしいですか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、(3)の水戸市消費者教育推進計画（第2次）について、執行部から説明を願います。

小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 それでは、水戸市消費者教育推進計画（第2次）について、市民協働部市民生活課提出の資料により御説明をさせていただきます。

資料①のA4判1枚の水戸市消費者教育推進計画（第2次）についてを御覧いただきます。

1の(1)計画策定の趣旨につきましては、第1次計画に基づくこれまでの取組に加え、消費者教育のさらなる推進により、消費者被害の防止とともに、ICTを活用したサービス等に対する啓発や、SDGsに関連する取組の促進など、持続可能な社会の形成に参画できる消費者の育成を目指し、策定するものでございます。

(2)の計画期間につきましては、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4か年いたしまして、水戸市第6次総合計画の計画期間と整合を図るものでございます。

2の(1)目指す姿につきましては、多様化する未来に向けた消費者教育による消費者市民社会の実現と定め、(2)の基本方針として、目指す姿の実現に向けて3つを設定してございます。

基本方針1、ライフステージに応じた教育環境の充実による消費者の自立支援につきましては、幼児期から高齢期までの各段階で、学校や地域における取組を進めるとともに、特性に応じた教育の方法や内容の工夫に取り組みます。またICTの普及など、社会情勢の変化を適切に捉えながら自立支援を推進することといたします。

基本方針2、消費者教育を推進する担い手の育成と連携の強化につきましては、市消費生活センターを中心に、学校や地域、職域等の連携を図りながら、消費者団体等において中心的な役割を果たす人材の育成に取り組むとともに、関係機関との情報共有や消費者教育に係る関係団体の取組を支援することといたします。

基本方針3、消費者教育に関する教材の提供及び情報発信等の充実につきましては、消費者教育の実践事例や教材の情報収集・提供に努めるほか、様々な情報について市民へ周知するとともに、SDGsの達成に貢献するため、エシカル消費等の趣旨や概念の普及、啓発を推進することといたします。

裏面の2ページをお願いいたします。

(3)の目標指標につきましては、消費生活に関する講座等の参加者数及び水戸市消費者サポーターの登録者数の2つについて、目標を設定いたしました。

(4)の施策の体系につきましては、ただいま説明いたしました3つの基本方針に沿って、11の基本施策を体系的に表したものでございます。

各施策につきましては、資料②の計画書本編の21ページ以降に記載しており、P D C Aサイクルの中で進行管理を行ってまいります。

詳細につきましては、計画書を後ほど御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 非常に大事な計画だと思っております。

今、私が申し上げた特別定額給付金ですね。10万円についても詐欺が横行しているとか、その注意喚起が水戸市のホームページにも載っておりますが、まずちょっと聞きたいのは、いわゆるそういう振り込め詐欺だとか、悪質商法だとかいろいろなものがあると思うんですけども、被害の実情としては水戸市では第1次計画期間内にどれくらいあったとか、あるいは増加傾向なのかとか、そういうことっていうのはお分かりでしょうか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 被害の状況等につきましては、水戸市としてはちょっと把握してございませんが、相談件数につきましては、前回の第1次計画から見ておよそ2割ほど増加しているということあります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。基本方針1, 2, 3とあるんですけれども、例えば本編のほうの7ページで、学校教育等で消費者教育に関する時間がないっていう回答が非常に多いんですね。幼小中高というふうになっていて、目標としてはそういう世代の各段階で取組を進めようということなんすけれども、現実問題においてはなかなか厳しいのかなと思うんですが、これはどういうふうに推進しようと考えているのかお聞かせください。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 幼小中高、いわゆる教育者がいる状況の中で、教育者により子どもたちに消費者教育を推進していただくということになりますが、授業の中で取り入れていただくことはもちろんなんですが、例えば朝の会ですか、朝礼、終礼、そのような時間とともに消費者教育を推進していただきたいとも考えておりますので、教育者における消費者教育も推進してまいる所存でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 ネットでの契約が進んだり、併せて詐欺のほうも巧妙化したりというようなことで、いたちごっこのような状況があると思うんですね。そういう中で、先ほど相談が2割増というふうになってますけれども、市消費生活センターの体制については、例えば強化するというような方針、あるいは相談員の育成というようなことは、目標としてどういうふうに掲げていらっしゃるんでしょうか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 本編の29ページをお開き願います。

下のほうにございます、基本施策3、相談体制の充実と各主体との連携強化ということでございますが、現在、市消費生活センターの中には5名の相談員がございまして、それぞれ毎年研修等を行っているところでございます。国民生活センターというところで、この社会状況に応じたテーマを基に研修を行っておりますので、そちらのほうで研修を行うなど、相談体制の強化を図ってまいります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 本当にいろいろな事業が出るたびに、それに伴う詐欺であったり、悪質商法がなかなかなくならないという現実があると思いますので、市消費生活センターの体制拡充も含めた連携強化をしていただきたいというふうに思います。

最後にちょっと聞きたいのは、この1ページ下段にありますけれども、SDGsの達成貢献のためのフェアトレードとエシカル消費の普及ということなんすけれども、具体的に市として、こうしたフェアトレード商品、食品等の活用というのは、どこかでやっている例はあるんでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 多くの市民の方にフェアトレードを知っていただくために、様々な啓発活動、パンフレットの配置等を行っているところでございますが、昨年度初めて、市の本庁舎の1階のほうでフェアトレードの販売を行いまして、様々な好評を得ているところでございます。

今後も引き続き、継続して行ってまいりたいと考えております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 第2次の計画ということで、今回ですね、計画の中にこういった新しいフェアトレードとか、エシカル消費、そういう考え方方が配慮されているということは、率直に評価をしたいと思います。こういった全体的な課題にどうやって取り組んでいくのかということを、これから計画の中でしっかりと具体化をしていくということが大事になってくると思います。ぜひこういった取組をお願いしたいと思います。

それでですね、当然第1次計画の中にはありましたけれども、いわゆるこの消費者市民社会を目指すという水戸市の目標があって、その中でやはり大事なのは、教育と、それを支えていく人だと思うんですよ。

ここで、消費者教育を推進する担い手育成ということで、今回も掲げてますけれども、水戸市で消費者サポートーを今、養成してますよね。みと消費者市民大学ですか。市長が学長になってやっているというような状況があると思うんですが、目標は100人ということで、2018年度が34人ということですが、現時点での程度受講しているんですか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 まだ計画のほうには反映されてはございませんでしたが、2019年度いっぱいですで26名の消費者サポートーが増加してございますので、本日現在では60人という状況になってございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ゼひね、これは100人と言わず、もっと高い目標値を持って。この消費者サポートーをどういうふうに市民の中で活用していくのか。例えば学校であるとか、いろいろなところに消費者教育の出前講座をやると、こういうところにこういった人材がしっかりと活用されていく。それが大事だと思うんですが、その辺の取組っていうのはどうなんですか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 現在、消費者サポートーの皆様には敬老会等で啓発品の配布ですか、また時間をお借りしまして啓発の講演などを行っているところでございます。

今後、委員がおっしゃられましたように、学校などでも活用できるよう教育関係の機関等と調整等を図つてしまいりたいというふうに考えます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ありがとうございます。

最後になりますけれども、新しい情報が、今、ここにも書いてありますけど、電子マネーだとかいろいろな中で消費者の状況というものもどんどん変わってきますよね。そういう状況で、特に学校教育の場に反映するっていうのは、教材も含めてなかなか難しいでしょうから、ですけどやはり消費者サポートーを育てているわけですから、現場でこういった方々の知識を有効活用していただくというような体験がもっとこれから大事になると思うので、そういう取組をゼひとも、この第2次計画の中でしっかりと取り組んでいただきたいというふうに申し上げたいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(4)の水戸市男女平等参画推進基本計画(第3次)について、執行部から説明を願います。

石塚男女平等参画課長。

○石塚男女平等参画課長 それでは、水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）について、男女平等参画課提出資料により御説明いたします。

資料①を御覧ください。

1 の(1)計画策定の趣旨につきましては、本市は、男女平等参画による豊かで活力ある地域社会を目指し、市民、事業者等と連携しながら、施策を総合的に推進してきたところでございます。

しかし、社会における固定的性別役割分担意識や男女の経済格差、職場における男女の地位の格差などが依然として存在していることに加え、国際的にも男女平等参画の推進が重要となってきているほか、性的マイノリティの人権問題への対応が社会的要請となっております。これらの状況を踏まえ、なお一層の取組を推進するため、本計画を策定いたします。

(2)計画期間につきましては、令和2年度から令和5年度までの4年間といたします。

2 の(1)目指す姿につきましては、認めあい 助けあい 一人一人が輝く 男女平等参画のまち・みと、を目指します。

(2)の基本方針につきましては、基本方針1から3まで、3つを設定しております。

初めに、基本方針1を、働く場での女性の活躍の推進と定め、併せて第2次の水戸市女性活躍推進計画といたします。誰もが働きやすい職場づくりに向けた事業者の取組の推進、女性の就業継続や再就職に向けた支援、起業も含めた多様な働き方の支援を推進します。

次に基本方針2、性別にかかわらず人権が尊重される社会の構築におきましては、DVなどの人権侵害の根絶に向けた取組や、性別を起因とする困難を抱えずに生活できる環境づくりを促進します。

また基本方針3、男女平等参画社会の実現に向けた環境の整備におきましては、市民意識を醸成するとともに、行動の変化の促進や政策決定過程をはじめ、あらゆる分野での男女平等参画の推進に取り組んでまいります。

ページを返していただきまして、2ページ、(3)の目標指標につきましては、成果目標、活動指標の2つを定めております。

まず、上段の成果指標につきましては、市、市民、事業者等による取組の成果を測る指標として14項目を設定しております。

そして下段、活動指標につきましては、成果指標を達成するための活動実績としての指標として7項目を定めております。これらの目標指標におきましても、新型コロナウイルスの終息状況を見極めながら、見直しの必要性を検討してまいりたいと思っております。

続いて3ページを御覧ください。

(4)施策の体系につきましては、目指す姿に基づき、3つの基本方針、6つの基本施策を定め、それらに基づく8つの施策を展開してまいります。

各施策の展開につきましては、後ほど資料②の本編16ページ以降を御覧いただけますようお願いいたします。

最後4ページにつきましては、本資料2ページの成果指標の表の中で使用しております用語の解説になり

ます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

滑川委員。

○滑川委員 今回、水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）ということで、特に34ページから性的マイノリティのことが4ページ分ぐらい増えておりまして、私としてもうれしく思っております。

専門部会のほうで多く発言させていただきましたので、今回は一言、意見、要望に代えさせていただきますけれども、この男女平等参画だけではなく、結構比較的、人権の問題が多いかなというふうに思っています。今、こういった新型コロナウイルス感染症の時期であったり、また災害時、そういった緊急時に性別、特に性的マイノリティの方が困難に直面したり、困ったという声を多く聞いております。

水戸市だけでなく、日本中ですね。そういうた性的マイノリティの方が困る現場というのが、具体的にどんどん上がってきていますので、男女平等参画課だけでなく全部の課を通して、もう一度意識として見直す必要があるのかなと思っておりますので、ぜひその辺も頭に入れていただけると幸いです。

以上です。

[発言する者あり]

○小泉委員長 要望でよろしいですか。

○滑川委員 はい、大丈夫です。

○小泉委員長 それでは、要望ということでお願いをいたします。

田中委員。

○田中委員 国連もですね、2020年を、男女平等、ジェンダー平等の実現に前進する年にしようと呼びかけている中での、非常に詳細なアンケート調査に基づいた計画となっていると思います。

私もパブリックコメントされた時点のものを一読させていただいたんですけども、1つはですね、働く場での男女平等の実現をどう進めていくのかということについて、職場環境を改善していくこうということがこの基本方針にも掲げられておりますが、本編の23ページに、市役所ができるとして、ICTを活用した労働時間短縮、仕事効率化というようなことが、新しい事業として掲げられております。具体的に何か進んでいるものがあるのか、今後どういった分野で、どういうふうに活用しようとしておられるのか、お聞かせください。

○小泉委員長 石塚課長。

○石塚男女平等参画課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今把握しているものといたしまして、府内の資産税課等で進めておりますAI画像認識による事業の推進や、税金や福祉の関係でRPAという入力作業自動化のものが事業のほうで実施されているということをうかがっております。

男女平等参画課では、介護や子育てをしているような方に対して有効であるのがテレワークであるということで、そういうところを今、期待しているところでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 今、テレワークとかモバイルワークが非常に注目されていますけれども、役所の業務でできることとできないことがもちろんあると思うんですが、働き方の改善に関するものであればどんどん推進していただきたいなというふうに思います。

それから、性的マイノリティの方々への配慮という部分で、36ページにいろいろ出ていますけれども、1つだけ。公共施設のトイレ等の配慮というのが出ていますが、具体的にはどういったところで進んでいて、あるいは期間内にどういったところを進めようとしているのか、お聞かせください。

○小泉委員長 石塚課長。

○石塚男女平等参画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

性的マイノリティの方が抵抗なく利用できるトイレといたしましては、特に心の性と体の性が一致しないことにより日常に困難を抱えるという方の困難性を解消する方法の一つとして、主に多目的トイレの設置を望む御意見を多くいただいております。具体的な今後の設置については、こちらのほうで把握しておりませんが、現在、本市が新設する施設等においては、多目的トイレの設置はバリアフリーの視点から全庁的に共通認識となっていることと思っております。また、既存の施設の長寿命化に併せて行う改修工事等においても、スペースの問題等により設置が困難な場合を除き、できる限り多目的トイレの設置をするよう共通認識が図られているものと考えております。ここも本計画に位置づけしましたことにより、トイレの表示等なども工夫しながら、可能な限り性的マイノリティの方にも配慮したものとなるように努力してまいりたいと思っております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 誰でもトイレは、例えば女性を介護している男性も入りやすいとかですね、いろいろなマイノリティだけではなく、多くの方が利便性があるということを言わわれていますので、公共施設で老朽化した市民センターなどで、まだまだそういうところができるていないところも多いわけですけれども、ぜひ全庁的に、学校施設も含めた公共施設の配慮を大いに推進してもらいたいなというふうに思います。

もう一つなんですけど、今、事業所は、コロナでいろいろ大変だと思うんですが、私がちょっとこれを見てびっくりしたのは、9ページにですね、市内の事業所の規模がずっと載っていますけれども、1人から9人までで75%，20人以下で大体88%。小規模事業所が市内には多いっていうことですね、それから23ページにいろいろなハラスメント対策とかが整備できていないとか、育休制度がないとかっていうのが従業者規模が30人未満の場合に非常に高い率でそうなっているわけですね。

課題としてもこの3番に、小規模事業所ほどいろいろな対策が行われていないということが記載されています。これは市単独でもちろんできる話じゃないんですけども、こういった部分を大きく変えていかないと、市内の雇用環境が改善していかないし、男女平等も進まないし、また若者が働き続けるというのにも難しい面が出てくるのかなというふうに思いますので、そういった点で、どういうふうな施策をこの4年間の期間内に進めるお考えなのか、この点だけ最後にお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 石塚課長。

○石塚男女平等参画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

男女平等参画課では、こちらの本計画の19ページのほうの取組3の、女性が管理職を希望しやすい職場

環境の実現ということで、②の具体的取組のところなんですが、業種全体での情報の共有というところがございまして、平成28年から水戸市でつくりました女性活躍推進ガイドブックを使用いたしまして、各事業体、業種ごとの組合の勉強会などにも入っていかせていただきまして、現場で事業主と一緒に勉強するというような取組をしてまいりまして、4年間で大体330組の事業主の方と勉強させていただきました。

引き続き、この業種体、業界体のほうに入っていきまして、特に女性が少ない分野である、観光事業とか、環境整備事業とか、建設業とかの分野でもやらせていただいたんですけども、そういうところの業界体の勉強会などをターゲットにいたしまして、今後も一緒に勉強していきたいと思っております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 ゼひですね、事業体、市民への周知、いろいろな広報、啓発を頑張っていただきたいと思いますが、この資料にもありますけども、女性の正規雇用比率っていうのは5割であって、目標を65%引き上げるということなんんですけど、繰り返しになりますけども、コロナショックで、むしろ非正規雇用から切られてしまうおそれも強まっていると思いますので、そういった現状をよく掌握されて、事業の推進を図っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

次に、この際、福島委員から発言の申出がありましたので、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 過日、委員長のほうに申し上げて、この新庁舎の敷地に関する件でございますが、昨日担当者と打ち合わせました。資料を用意しておきましたので、それを配付してもらいたいと思いますけれども、お諮りいただければと思います。

○小泉委員長 それでは、委員にお諮りいたします。

ただいま福島委員から資料請求の要望がありましたけれども、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 それでは、一旦暫時休憩いたします。

午前11時 5分 休憩

午前11時 6分 再開

○小泉委員長 それでは再開いたします。

福島委員。

○福島委員 私はこの新庁舎の敷地内の駐車場の件について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、駐車場ができまして、まだ工事が終わらないという現段階でございます。

そういう段階では、駐車場が整備されて市民に開放するということでございますが、まず、そういう中で

4月30日以降も、まだ今日も工事が終わってないわけなんですが、まず第1点はこの駐車場の工事がいつ終わるのかと。

○小泉委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの福島委員の御質問でございますが、駐車場の整備工事につきましては、機械の設置を含めまして、4月30日までには完了してございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 すると、主観の相違なのかな。今日も通って見てきましたが、まだ機械の周りや何かもきちんと整備されてなく、土が見えているんですが、これで全部終了と認定していいんですね。もう一切駐車場に工事は入らないと、こういうことでいいの。

だって終わったって言ってるんだよ。4月30日に。

○谷津財産活用課長 言葉少なで申し訳ございません。

駐車場の整備に関しては、駐車場の舗装及び機械のほうは整備が済んでございまして、それに対しては4月30日までには終了しております。今後につきましては、継続費により植栽工事等がありますので、そちらのほうは今後進めてまいりたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると駐車場に関しては一切合財全て終了したと、こういうことですね。

○小泉委員長 植栽以外はってことですよね。

福島委員。

○福島委員 当初はいつ終わるわけだったんですか。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 当初につきましては、3月31日を予定しておりましたが、台風第19号の影響がございまして、1か月の延長ということで4月30日になった次第でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 当初、昨年報告を受けたものが4月30日になったと。本当に。それで駐車場整備が遅れた理由は、こちらから出口のところの精算機の位置が狂っちゃって、やり直しをやったからなんじやないですか。そういうことはなかったということ。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの御質問でございますが、出口にあります精算機につきましては、工事完了後に、地下駐車場から出た際の精算機までの移動に関する点検確認をしたところ、車の運転初心者、老若男女、車の形態等の状況により、すんなりと車を寄せられる位置にはないという判断でありましたので、完成後に精算機をずらす工事を行ってございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 すると、通常の人と老若男女と初心者というのはどう違うんですか。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 運転免許証を取得しまして、相当運転をこなした方と、免許を取得して初心者という

形で大体判断できる差かと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、最初からそういうことは想定してなくて、精算機をつけたということ。

聞くけども、通常の感覚で、全体の敷地のどこに何をつけるか、どこにレイアウトするか、車を何台止め
るかというのはみんな財産活用課でやっているの。これはプロがやっていると違うの。

水戸市がやっているの。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 駐車場の設計につきましては、庁舎を含めまして、久米・柴建築設計共同企業体のほ
うに委託してございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると老若男女とか免許取りたてが精算機に駐車券を入れられないというような設計をし
たのは水戸市なんですよ。公共施設なんですよ。市民がみんな来るんですよ。年寄りも来るんですよ。免許
取りたても来るんだよ。そんなの最初から分かっていて設計をやっているんじゃないの。

それで、精算機の位置をあれだけ変更するのに何日かかったんですか。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 工事そのものにつきましては、舗装と移設工事を含めまして、2週間ほどで完了して
ございます。

○小泉委員長 それは4月30日までに完了しているんですか。

○谷津財産活用課長 4月30日までには完了しております。

○福島委員 そうすると、それの原因は何なんですか。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 設置につきましては、設計図どおり設置したところでございますが、車で実際に走っ
てみたところ、先ほど申しましたとおり初心者等については、やはり……

[発言する者あり]

○谷津財産活用課長 精算機に寄りづらいということが判明したため、移設を行った次第でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だからそれはどこのミスなの。最初からそういうことで、通常でやっていたの。それで、財産
活用課のほうでそれを直させたの。どこが間違ってたの。間違ってはいなかつたけど直させたと。こういう
ことなの。

何でよ、間違ってねえけど言わねえんだもん。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 当初の設計書どおり設置はされておりましたが、先ほど報告したとおり全ての方に対
応できるような位置が望ましい。今後何十年と利用していく上では、市民に迷惑をかけないような場所がい
いという判断の下に移設した次第でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、通常設計どおりにやって間違いはなかったということだよね。けれども、やってみたら、年寄りとか運転免許取りたてが駐車券を入れられないと。だから直させたと。それは誰が分かったんですか。通常、まだ使用も何もしていないのに設計どおりやって分かるわけがないと思うんですよ。何で分かったの。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 機械が設置された後に車を実際に走らせまして確認したところ、そういう状況が判明したということでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だからね、うそばかりついていないで、現実に道路の幅は広いんだから、そうでしょう。車3台通れるぐらいあるんだから、出口のところは。それが駐車券が入らないっていうのはどういう意味なのよ。

それでその変更工事は幾らかかったの。

話は簡単だよ。誰が見つけて幾らかかったんだということ。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 場所の位置の問題につきましては、市側で実際に走行した結果、判明したところでございます。金額につきましては、380万円ほどの見込みでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、それは何のミスなの。設計変更だとね。現場を移転するというのは工事屋のミスなの。設計屋のミスなの。そりやミスじやなくて、水戸市が気がついてやったということなの。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 設計に瑕疵があったかどうかにつきまして、その辺も含めまして、相手方との補償の関係については今後進めていくということで考えてございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、その380万円というのは、その対応についてどこと交渉してるので、設計屋と交渉してるので。そりやなくて工事屋と交渉してるので。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 現在、設計の委託業者と話を進めているところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、このくらいにするけれども、現実には設計ミスでしょうよ。設計ミスじやないやつをわざわざ変更したっていうこと自体がおかしいんだよ。我々からすればね。

だからそれは十分委員会に報告してくださいよ。

ところで、ここの駐車場に入るときの発券機はいつから使えるの。いつからこれはやるんですか。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 発券そのものの工事はもう全て完了してございますので……

○福島委員 いや、そのことを聞いてるんじゃない。いつから。

○谷津財産活用課長 現在、新型コロナの関連がございまして、発券した場合にその券を取ることによって、接触機会が増えるということも考えられますので、感染防止の観点から現在は発券を止めているということございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だってあの発券機を使うとコロナになっちゃうの。一つも意味が分からんんだけど。

[「そうしたら水戸市の駐車場全部の発券機は」と呼ぶ者あり]

○福島委員 そうしたらそうだよ。駅前の駐車場とか、ほか全部やっているところは全部コロナになっちゃうから中止命令を出しているの。

そこなんだよ、問題は。コロナで、例えば建築現場だって何だって現場はみんなやってるんだよ。駐車場だって何だってやったんだよ。それが発券機を使つたらばコロナになっちゃうっていう話は、県知事から来てるの。不要不急の場合でも、発券機は閉鎖しとかなければそれはコロナに感染しますよと言わなきや、私今、初めて聞いたんだよ。テレビだってやってないよ。だけど、水戸市のほうへ話が来ているんだ。発券機は使わないでくださいよと。そうしたら水戸市には水戸駅前とか赤塚駅前とかいろいろ駐車場があるけれども、それから一般市民がやっている駐車場もみんな中止になっているの。そういう話は聞いたことないんだけど。そういう通達が来ているんですか。

あとで委員長、通達を出してください。

[「ほかの人は触らないって言ったって協同病院なんかは触ってるからね、考えたら」と呼ぶ者あり]

○福島委員 いやいや、国立の水戸医療センターだって何だってみんなやっているもん。じゃ、いいよ。それはそれで。1つは終わり。

それから、もう一つは、駐車場の図面が配付されたんだけれども、私がいつも地下駐車場に入ると、出入口のところに、茨城県のバスが置いてあるんです。あれは1回、12月に私の新ごみ処理施設整備等調査特別委員会で新ごみ処理施設の現地視察に行ったときに使ったのかな。茨城県から駐車場代は幾らもらってるの、あれは。

○小泉委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの福島委員のバスの件でございますが、マイクロバスにつきましては、県との原子力防災活動用資機材等の使用貸借契約に基づきまして、県から借り受けているものでございます。

駐車場所につきましては、確定申告から年度末、年度初めに際しまして、一般駐車場を改築したことにより、置き場所を一時的に防災倉庫前に確保したものでございまして、現在は公用車の駐車場のほうに移動しております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 私が昨日、あなたのところに言いに行ったときは、ちゃんとあそこにあったよ。私に言われたんで移動したんだろう。大体、あの車の名義は茨城県になっているんですね。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 所有者は茨城県でございまして、使用者は水戸市となっているところです。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、茨城県の車を水戸市が自由に使ってもいいっていうこと。万が一事故があった場合に、第三者が見たら水戸市の車だと思いますか。ちゃんと茨城県って書いてある。だから、これは問題にならないの。これは、はっきり言えば、茨城県の車を水戸市が何か月借りたということは 資料を見ると4月1日からになっているよね、これ。平成26年4月1日から水戸市が借りているの。平成26年から。そうするともう何年になるの、これ。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 借用期間につきましては平成26年4月1日から当初1年でございましたが、その後、返済の意思がないときに限りましては1年間延長ということで、現在に至っている次第でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、使用貸借についてお伺いしますが、使用貸借契約書というのは何年有効なの。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 契約書に記載のとおり、契約書そのものにつきましては、当初1年でございますが、その後申立てがない限り1年間延長ということで、申立てがない限り続くということになっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 このバスには車検証というものがあるよね。車検証の期限は何年。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 有効期限につきましては、令和3年1月31日までございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、あのバスは平成26年から令和3年まで車検証というのはあるわけだ。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 マイクロバスにつきましては、ちょっと記憶にございませんが、定期点検の期限がございまして、定期点検票につきましては県負担で行っているところでございます。その車検証は現在の有効期限が令和3年1月31日ということでございます。

[「更新してるんでしょう」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 法的根拠で物を言ってるのか。道路運送車両法で、この車は何十年も車検の期限がないわけ。公共物の車は車検がないの。水戸市は何百台体の車、車検証を取らなかつたら金なんかかんねえんだからな。

担当なら水戸市の車両全体を管理してるんだろう。車検はないの。平成26年から何十年も車検がないの。

[「車検証を1年ごとに必ず取り直しているとか、その2年ごとにと
1年かあれば」と呼ぶ者あり]

○福島委員 いやいや。取らなきや駄目だもん。道路運送車両法があるんだから。

[「取り直してるんだよ、ちゃんと答えなよ」と呼ぶ者あり]

○福島委員 そんな公共施設だからやらないなんてばかな話。

[「取り直してることなんだよ、結局」と呼ぶ者あり]

○谷津財産活用課長 答弁が不足して申し訳ございません。

車検につきましては、1年ごとに行っておりまして、現在の車検証の有効期限が令和3年1月31日でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、車検というのは所有者が茨城県で、使用者が水戸市で、何十年も変更しなくていいの。そう届ければ。構わないんだ。そういうばかな話ないだろよ。これはいいよ。じゃ、今日幾らやつてたって話しが合わないんで。ちゃんと今行って、電話して聞いて来いよ。車検は所有者がやるの、使用者がやるの。それはあくまでも所有者だろう。使用者でいいのか。そうすると車検は何十年も取らなくていいの。

[「毎年誰が払ってるの」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 車検は1年ごとに取ってるんですよね。その費用負担というのは県なのか市なのか、あるいは……

[「もう一回、きちんと説明してよ」と呼ぶ者あり]

○福島委員 県が使わない車、何で払うんだっていうんだよ。

○谷津財産活用課長 ただいまの御質問でございますが、車検費用につきましては期日前にうちのほうで委託しまして、支払いにつきましては県の負担ということでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、こういう車は何台あるの。みんな県からもらったほうがいいと思うんだよ。金かかるもん。だってね。

じゃ、聞くが、官名詐称というのがあるんだよ。水戸市のという公共自体を個人がやって官名詐称。茨城県っていうのを取って、事故をやったよ、盗難に遭ったよ、一般の人があのバスを見れば茨城県のものだと思うの。確かに茨城県だよ。それを水戸市が使っていて何の問題もないの。

何十年契約してるの、これ。契約書の有効期限というのは永久なの。

だから、これ委員長ね、今日やったってこれはとても終わらないから、次回でいいよ。みんな調べて、正確なものを出してくださいよ。

○小泉委員長 今の谷津課長の話では、この契約書の下に何事もない限りは1年ごとに更新しているってことですよね。それは永久というわけではなく、1年ごとに更新しているっていう話で、その費用負担というのは所有者の県が……

○福島委員 そうやったって、茨城県の車を水戸市がやって事故を起こしたらどこで責任を取るの。

[「保険等との費用は」と呼ぶ者あり]

○福島委員 だから、一般の人が見れば茨城県って書いてあるんだから、茨城県の車だと思うだろうよ。

○小泉委員長 保険を含めた経費のほうというのはどうなっていますか。

[「後でいいって言ったんだから、明日」と呼ぶ者あり]

○福島委員 だから、委員長それね、あと保険や何かとか、車検料とか、どのくらいかかるってどうなってい

るんだか、明細を出してくださいよ。茨城県が全部いつも何十年も出すわけはないと思うんですよ。私は。
だから、あくまでも県が全部出してるの。
それはどこから、原子力対策費から出てるの。

○小泉委員長 きちっと今、話せる数字だけ話してください。

谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 車両の維持経費につきましては、契約書の第9条にございまして、自賠責保険、あと
は車検の更新費用、あとは点検費用につきましては県がということで、それ以外の維持費、燃料費等につき
ましては市の負担ということになってございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、ここに自動車損害賠償保障法というのが書いてありますね。それで、事故が起きた場合
には、これは甲が払うと。茨城県が払うんですね。保険料はどこから出ているんですか。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 自賠責保険につきましては、県負担ということでございまして、任意保険につきまし
ては、利用者が水戸市ということでございますので、任意保険の費用につきましては、市の方で負担して
ございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうしたならば、この第9条を読んで。貸借物件の車両の貸付けに当たり、予算の範囲内で次の
各号の費用を負担する。1, 2, 3とあって、1は自動車損害賠償責任保険の費用、2は車両検査の更新時
に必要な経費、3番は車両検査を除く法律に基づく点検費用というもので、これは全部茨城県が払ってくれ
ると。自分が出すものは燃料費とか使うものだと。

そうすると、自動車損害賠償保障法で事故をやっても県が責任を持つと。車両検査の更新時に必要な経費
というのも県が払うと。

そうすると一切これは水戸市で払うものはないんだということで理解していいの。

○須田委員 委員長さ、見えないから俺らには。だから1回、誰がどういうふうにお金を払って、どういう
責任があるかというのを、1回福島委員が、あとでもう一回ちゃんと見せてくれよと言っているんだし、費用
がどうなのか、それを整理して見せてくれよ俺らにも。今、口頭だけで言っていると何をやっているか、
全く分からぬ。福島委員からもさつきそういうふうな提案があったんだから、もう一回きちんと、県がこ
れを出していますとか、この契約書にも書いてあるかもしれないし、考えれば分かるでしょうというのかも
しれないけど、きちっと資料を出してもらって、もう一回やったほうがいいんじゃないの。

○小泉委員長 福島委員、それでよろしいですか。

○福島委員 だから、よく調べて。それじゃないとこれ、今日一日じゃ終わらないよ。

○小泉委員長 じゃ、次回に回すとさせていただきますが、一応、再確認しますと、費用負担に関して市の方
で持っているのは任意保険分だけということ。あと実費の燃料とそういうことなんだと思ひますけども、
それを踏まえて資料等でまた次回、御説明をいただきたいと思います。

○福島委員 だから、壊れたらまた新しいの買ってくれるんでしょう、これ。

[「というような話も出てくるから」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 では、次回資料を添えて、また継続させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 それでは、須田委員。

○須田委員 総務環境委員会に関しては、事前通告制をきちんと取るという形で、その他の形もやるということありますので、ちょっとお諮りいただきたいんですけども、ちょっと緊急性がある専決処分のことに関して、2点だけ。

大した時間を取らせませんし、深いことでもないんですが、市民に周知されていない部分をちょっと確認したいということで、質問を許していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○小泉委員長 ただいま須田委員から発言の申出がありました。

まずは、概要をお伺いした上で、委員会での取扱いを決めたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 では、須田委員、お願ひいたします。

○須田委員 コロナ関連の予算に関しては当然ながら今度の議会等でやるということは、私も話には聞いているんですが、専決処分にあった10万円。全員に給付される特別定額給付金に関して、どのような方法で、いつ頃振り込まれるんだっていうのが、大変市民の関心になっていると思っています。

市長が一生懸命やっているのはよく分かっています。しかも丁寧にやっています。間違いのないようにやっていますが、市民からすると、先行事例としてほかの市ではドライブスルーで配っているよとか、そんな話が出ちやつてきている。それをきっちり明確にするための確認と質問をほんの二、三分でいいですから、お許し願いたいと思います。

○小泉委員長 ただいま須田委員から、緊急性を伴う発言について話がありました。委員会で取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 それでは、須田委員、お願ひいたします。

○須田委員 それでは2点お願いします。

1点目。この認識が正しいかどうか。まず、特別定額給付金に関しては、5月1日よりマイナンバーカード及び新しい機種の携帯電話で請求できるというのが1点。

それから、5月28日から郵送によって各家庭に書類が行きますから、その書類に書いて送り返して振込が行われますよという。そういうのが最初に案内があった2点だったと思っています。

そして、やはりもうちょっと早くしてくれという声を市長が聞き届けて、5月7日から、ホームページに載せている申請書をダウンロードしてそれに書き込む、そういうシステムを1つ増やしたということでよろしいでしょうか。

○小泉委員長 上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 お答えいたします。

おっしゃるとおりなんですが、最後に手書き審査の……

[「いいよいよ、それで質問があるから」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 5月7日のことなんですが、ホームページでダウンロードするほかに、まず1点は、申請書を市役所なんかでももらえるんですかってことです。先ほど質問があったように、特にダウンロードできない環境の人に多いと思っています。だから、どこで配っているんですか。

それから、ダウンロードした申請書に関しては、郵送で送るんですか、持っていくんですか。

それから、その手続として、いつお金がもらえるのかなっていうのが大変不安です。誰もが。その見通しがある程度立っているんだったら、その部分がいつ頃でどのような手續で何日で郵送されて、それからどれぐらいで処理をして、いつ頃に振り込まれる可能性があるのかという部分に関してだけ質問させてください。

以上です。

○小泉委員長 上垣外総務法制課長。

○上垣外総務法制課長 お答えいたします。

申請書なんですが、市の出先機関、全ての窓口で入手できるよう手はずは整えております。

○須田委員 全てね。

○上垣外総務法制課長 はい。全ての窓口で、特に市民センターや出張所には印刷して準備はしております。

○須田委員 分かりました。

○上垣外総務法制課長 それで、手書き申請の受付したものに関しては、5月20日頃に支給開始をするよう準備を進めているところでございます。

○須田委員 その間の手続。郵送で来て、何日ぐらいかかる。今からやった人も5月8日か、20日。

○上垣外総務法制課長 最速で5月20日からの振込開始をするよう準備しているところです。

○須田委員 分かりました。

以上で大丈夫です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 それでは、資料請求が1つだけ。ほかはないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時40分 散会